

養父市農業委員会

第20回会議録

令和6年5月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第20回会議録

1. 開催日時 令和6年5月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第63号 農用地利用集積計画の承認について

議案第64号 非農地証明交付申請の承認について

議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告④ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満
9 番 山根達夫	10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博
13 番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（8名）

15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	17 番 荒木奈見	
21 番 鎌谷壽三男	22 番 上垣美由紀	23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄
25 番 米田渡			

7. 欠席推進委員（4名）

14 番 小林誠	18 番 谷村昭雄	19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃
----------	-----------	------------	-----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから第20回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より現地確認、暑い中、御苦労さんでした。

何ていうんですか、だんだん季節も春から夏に変わって、まだ5月の終わりですけども、もう暑い日が続いております。今日も僕、制服もちょっと朝、夏服にしようか、冬服にしようか、ちょっと迷ってて、まあまあ冬服着て、大変暑かったです。もうぼちぼち夏服でも制服もいかなという感じがしました。

あと、本日またちょっと終わってから、運営委員会を関係の方、ちょっとお願いしたいなと思います。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立について御報告をいたします。

本日出席、農業委員13名中全員出席でございます。養父市農業委員会会議規則7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の前川農業委員と7番の珍坂農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第63号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第63号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は、令和6年6月3日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が24,900平方メートル、23筆、畑が5,644平方メートル、9筆、合計30,544平方メートル、32筆です。利用権の設定を受ける戸数は18戸、設定をする戸数は14戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が29筆、28,365平方メートル、うち新規が20筆、21,359平方メートル、再設定が9筆、7,006平方メートルで、

賃貸借権が3筆、2,179平方メートル、新規が1筆、1,730平方メートル、再設定は2筆、449平方メートルとなっています。利用権の始期は公告日から、契約年数は、1年契約が3筆、2,118平方メートル、2年契約が1筆、1,668平方メートル、5年契約が10筆、9,389平方メートル、10年契約が17筆、16,575平方メートル、14年契約が1筆、794平方メートルです。

詳細については次ページ以降に記載をしております。6ページの15番、16番は農事組合法人による使用貸借、17番は農地所有適格法人による使用貸借です。

7ページから8ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と中間管理機構から借り受け、耕作する者を記載しております。賃借期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第63号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第64号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 9ページを御覧ください。議案第64号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町岩崎の土地2筆で、面積が868平方メートルです。所有者は持分2分の1ずつで、埼玉県比企郡の方と朝来市の方です。非農地の事由としましては、平成15年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、11ページから19ページとなっています。

2番、尾崎の土地6筆で、面積が837.61平方メートルです。所有者は尾崎の方で、非農地の事由としましては、平成12年の相続以前より山林化、原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、20ページから29ページとなっています。

次のページです。3番、八鹿町九鹿の土地1筆で、面積が13平方メートルで

す。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、30ページから34ページとなっています。

4番、八鹿町下小田の土地1筆で、面積が54平方メートルです。所有者は東京都豊島区の方で、非農地の事由としましては、平成12年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、35ページから39ページとなっております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町岩崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員：失礼します。この項目につきましては2件あるわけなんですけれども、まず1件目に11ページから12、13、14ページまでの件であります。12ページを見ていただきますと、この写真の下側が平野部に行くほうの方向になっておりますし、右側が岩崎の部落に行くようになっていて途中の道の間の上のほうにあるほ場であります。

ほ場の形としましては、13ページのところにありますけれども、こういったほ場の形をしておるわけなんですけれども、写真を見ていただいたら分かりますように、赤いところで囲ってるのがこの目的地になるわけなんですけれども、その下を道が走るとるわけなんですけれども、そのほ場に行くまでにはかなりちょっと急斜面な面になっておまして、その上を見ますと山があります。で、山のところから、もう長い間でしょう、土とか石がかなりほ場の中に入っておまして、その次の14ページの写真見ていただいたら、おやっと思われるかもしれないかもしれませんけれども、草が生えてるぐらいじゃないかというふうな感じも取れるわけなんですけれども、実際、中に入りますと、もう山から流れ出た石とかそういうものがもう散乱しておまして、そして、奥のほうは、ちょっとここでは確認できませんけれども、柳がもう生えかけておまして、とてもじゃないですけど、耕地に戻すような状態ではありませんでした。

したがいまして、皆様御検討いただくわけなんですけれども、この申請どおりお願いしたいというふうに思います。

そして、もう1点ですけれども、15ページからになります。15、16、17、18ページになるわけなんですけれども、18ページを見ていただいたら分かりますけれども、現状はこういうような現状です。こういうようになって言ったらちょっと言葉は悪いんですけども、斜面に草が生えて、以前は、周りの方に聞いたら、そうそう、そこで畑の野菜作ってたでって、こういうようなことも、意見も多数の方から聞きましたけれども、現在はこういうふうに木が生えて、草が生えてという、もう耕地にするような状況ではありませんでした。

したがいまして、ここに嘆願書が出ていますけれども、そういうのを加味しながら、この申請につきまして許可のほうをお願いしたいと思いまして、よろしく審議をお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。

先ほど地元の委員さんが申されたとおりでなんですけども、最初のほうですね、14ページの写真ですけど、先ほど言われたように、ここの耕地に上がるのはちょっとしんどいような急坂になっておりますし、畑として利用するのもちょっと困難のように思います。これは今日の調査委員みんなの意見ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、2番目の件、18ページの写真を見ていただきたいと思います。先ほど地元委員さんが申されたように、ここも写真ではちょっと角度が分かりにくいんですけども、急斜面になっております。畑にするようなことはとてもじゃないけどできないと思います。始末書ですか、それも書いてあるとおりで、御検討のほうよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。

先ほど木下委員と藤原委員が言われたとおりで、ちょっと農地にはもう戻せないっていうか、今どきの農業とか今どきの百姓には使えない斜面とか、そういう格好だったと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第64号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

た。

続きまして、番号2番の尾崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。

20ページに航空写真がありますが、まず1つ目なんです、下のほうに見える幹線の道路が、これ国道9号です。右側が八鹿、左側が関宮、村岡に通じる国道です。それから、見ていただきましたらずっと上のほう、上というのが北側に上がっていきまして、集落内の道路を通過して、それからまだ歩いて上のほうに行かなければならないような、そういう土地であります。

それで、1ページめくってもらいまして、22ページを見ていただきましたら、このように、既に杉林ということになっております。もう山林化しております。

それから、2つ目ですが、23ページを見ていただきましたら、これも同じようなところなんです、少し車ででも移動して行かなければならないようなところで、これも集落の上の、集落内の道路を通過して、それから歩いていくというようところで、ここに続けて3枚ほどあります。写真を見ていただきましたら、25ページですが、このような状態で山林化、原野化している、そういうところで、また農機具も入れないというようところで、

それから、次の26ページを御覧ください。これも集落の上からずっと林道を通って行ったところで、ここは車では行けるんですが、28ページを見ていただきたいと思えます。実は、昭和50年代から林道の整備が始まりまして、ここを残土処分地として、その上を平地にして畑を続けたらということで、残土処分したままを置いてあったんですが、これ、上の写真は平地で、下の写真は、これのり面になるのか、実際は平地と、それから大きなのり面とということで現場は分かっておりますが、いずれにしてものり面は全く農地としては使えませんし、上もこのようなことで何十年もほったらかしになっておりまして、それから、ここの残土処分をした平地の中にも何件か所有者が別れておりまして、いずれもこういうような状態で、この方だけ何かこう農地に戻すとかいいましても、重機を入れなければ戻らないような状況ですので、とても農地を続けるということはできない。本人さんも財産を整理する上で、こういうことが、農地がそのままほったらかしになっているということに気がつかれて、今回、申請するものです。

それで、非農地として承認を受けるということで、そのとおりでいいものだというふうに私は感じましたし、今日、現地を見ていただいた方もそのように皆さんおっしゃってました。以上です。よろしくお願いします。

議長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 失礼いたします。12番、秋山です。よろしくお願いいたします。

午前中、現地のほうを確認させていただきました。ただいま担当農業委員のほう詳しい説明をされましたので、改めて私のほうから説明することはほとんどございませんけれども、25ページの尾崎字山根の分ですか、3筆。これはもうもちろん原野化して、雑木が繁茂している状態でした。それから、その後に角尻というところがあったはずですけども、そこも2筆あるんですけども、ここは先ほど説明あったとおり、残土置場ということで、もちろん農地に戻すことはなかなかできそうにありませんでした。

最後に、木原というところ、22ページになりますけれども、ここも雑木がまた繁茂し、ほとんど山林化している状態、下から上がることもできないような状態になっているということで、再生は難しいものと思われます。現況地目への変更は妥当と思われますので、御審議のほうよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。

今、農業委員さんが言われたように、申請どおり、非農地として認めていただいてもいいんじゃないかなと思います。審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第64号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町九鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。

今日は、午前中、現地調査に行けませんでしたけども、別日で行ってまいりました。位置図にしましたら、30ページですかね、31ページの航空写真で、この右に曲がってるのがちょうど富士ゴムの前、真っすぐ行ったら旧八鹿町内に入る道になっております。

現状は、33ページを見ていただいたら分かるように、もう既にコンクリで打ってあって、フェンスの中の一部ということで、始末書にもありますように、昭和60年の頃からもうずっとこういう現状で、最近まで運送会社さんが使っておられました。これが本当に、これだけよう残ったなというような感じのものだと思いますので、審議のほう、よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。

先ほど地元農業委員さんが申されたとおりです。33ページの写真ですけども、このような状態で、左側の黒いのは、これ門柱になっております。反対側にもう一本あるんですけどね。これをここからも入り口として利用されていたんじゃないのかなと思います。運送業者さんの倉庫になっておりますので、これをもう農地に戻すのは、とてもじゃないが無理だと思いますので、申請どおり、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第64号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の八鹿町下小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。ページ数は35ページからになります。35、36、37と38と39ということになりますので、よろしくお願ひします。

まず、35ページを見ていただいて、その物件っていうんですか、該当地の地図的などころを見ていただけたらと思うんですけども、ここに下のほうに下小田の信号がありまして、そこから伊佐郵便局のところに行きまして、そのまた上に道がずっと続くんですけども、その道の一番上の道の一部のところであります。丸で囲ってますように、長細い土地になります。それを見ていただくには38ページを見ていただいたらよろしいかと思うんですけども、これが先ほどの地図の位置を写真で撮ったところなんです。前にあります道が、一番上の写真の下の道になります。そこから築地が積んであって、そうですね、1.5メートル、2メートルほどの土地が長細くあります。それが該当の土地でありまして、その土地の上に、先ほどから言っておりますように、建物が2つ建っております。この建物が何かといいますと、現状のある真ん前、道を隔てた真ん前に本家があるわけなんですけれども、その本家を建てられたときに、何かその方の趣味で本がたくさんあったみたいなんです。その本を片づけるのが、新しい家の中には入り切れなくてこの建物を建てて、ここに保管をしたというようなことのようにございます。

ただ、私どもが話をさせていただくのはこの土地のことなので、事情はどうあれ、なぜこうされたのかっていうことは計り知れないところなんですけれども、現状としては、この建物を潰しまして、元の畑に戻してくれということとはとてもできるような状況ではありません。そして、もしそれができたとしても、正直なところ、その費用に対しての効果があるかどうかといえば、大変疑問なところがありますので、私ども農業委員としては、この土地を購入されたことに対しまして、これから、何かこの土地をこの先売られるみたいなので、そういうようなこともありますので、この申請につきましては、皆さんのほうで御検討いただけたらなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。
先ほど担当農業委員が言われたとおりです。特にそれ以上はありません。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。

立ち会ってきて、この建物自体っていうか、土台自体が物すごくしっかりとしたコンクリートが打ってありまして、面積は小さいんですけど、その隣のほうにも幅1メートル50くらいの畑がずっと続いて、今、木が何本か植わってるような状態なんですけど、入り口がこの小屋の右側にありまして、しっかりとコンクリートが打ってありますので、ちょっと農地に返すのは難しいかなと思いました。以上です。

議 長： 説明が終わりました。

この件についての質疑はありませんか。

これ、木下さん、建物の周りの状況はどんなんですの、はっきり。

木下委員： 失礼します。建物の周りという、ここに写真を見ていただいたら分かりますように、この建物いっぱいぐらいが農地の、下が農地であります。ですから、この1.5メートルぐらいな農地がそのまま建物の奥側に、そうですね、5メートルほどあるというような状況です。

ですから、この建物自体を例えば撤去して、ここを農地にということには、あまりにも不合理というんですか、する価値がないようなところですよ。そして、また、そこの建物が建っていないところにはもう草が生え、それから雑木も生えてます。ただ、柿の木でしたっけ、何か1本、それは生えてましたけども、そういうような状態で、とても畑地に戻してと云々、それから果樹園にするにもできそうにないようなところですので、この申請どおりお願いできたらありがたいなというふうに思います。

議 長： はい、すみません。

ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第64号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 40ページを御覧ください。議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町伊佐の土地2筆、合計面積は1,557平方メートルです。譲渡人は、神奈川県川崎市の方と兵庫県美方郡香美町の方の共有です。譲受人は、豊岡市の株式会社です。申請地内に建て売り分譲住宅6区画を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは41ページから46ページです。

申請番号2番、養父市森の土地1筆、面積は319平方メートルです。譲渡人は、養父市森の方、譲受人も養父市森の宗教法人です。申請地内に檀家や来客用の露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは47ページから50ページです。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町伊佐の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局 : 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中に含まれておりましたが、昨年、区域からの除外申請があり、審査の結果、令和6年3月6日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。

上下水道管が埋設する道路の沿線上にあり、500メートル以内に教育施設、公営住宅といった2つの公共施設があるため、原則、転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

事務局 : 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員 : 先ほど説明がありましたので、その説明に従いましたら、ここは、あと私どもが見なくてはいけないのは、じゃあ、周りの農業にどう影響するかというようなことだったと思います。それで、再度、そのことについて確認をしてまいりましたけれども、周りの水路につきましては、この土地を建物の土地に変えることによって、周りの田んぼの水、それから給水、排水に深く影響することはありません。それから、これを建てることによりまして、そこの周りの農地

の、いわゆる遮光というんですか、太陽の光を遮ることもありません。ですから、農業委員としては、土地の開発をするのと、それから残った農地につきましては、これから十分今までと同じような栽培ができるということでありましたので、許可相当だと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。

ただいま担当委員が説明されたとおりです。住居が立ち並ぶ中にある農地で、この農地自体が公衆用道路に面した農地であります。もともと田ということで、段差が少しございます。盛土をされるということで、業者のほうも言っておられました。それに関しましても、農業用給排水路や流れ水等々の影響も考えられませんし、下流における農地への影響も問題ないものと思われまます。隣接地の地権者さんの承諾も得ておられるということで、許可相当と思われまます。御審議のほう、よろしく願いいたします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。

先ほど木下委員と秋山委員が言われたとおりだと思います。直接現行の水田などには影響ないようになってるようでした。以上です。

議長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。
はい、どうぞ。

坂本委員： 4番、坂本です。

1番と2番なんですけど、譲渡し人と譲受人いうの、これはこのとおりでよろしいんでしょうか。1番は、譲渡し人・貸付人が上杉工務店さんで、それで、譲受人が藤田さんと田中さんになってますけど、これはこのままでよろしいんでしょうか。2番の祐徳寺さんから守本宗純さんになってますけど、このままでよろしいんでしょうか。

事務局： すみません、40ページのことですね。40ページの1番と2番の真ん中、譲渡し人と譲受人がそれぞれ記入されていますが、それぞれ逆です。申し訳ないです。それぞれ逆になっておりますので、反対にしておいてください。失礼いた

しました。

議長： 皆さん、分かりましたか。
ほかに質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第65号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の森の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 失礼します。10番、藤原です。

関連ページですけども、47から50ページということで確認願いたいと思います。

これは住所は森なんですけども、ここに県道十二所澤線と書いてあります。これは、47の上側のほうが朝来、八代坂に抜けるほうになります。下は広谷向きになります。そのところから、県道からちょっと入り口入ったところなんですけども、48ページの赤丸が現地の畑地になります、農地ですね。その上がお寺になっておるんですけど、49ページ、この黄色いのが一応この集落内の道路、左側から入ってきて、ここの赤い字で申請地って書いてあります、49ページ、こ

れが該当の畑地になります。将来的には、50ページのほうに、こういう感じの15台駐車されるような駐車場を建設したいっていうことなんですけども、現状は、205-1のところが駐車場として利用されているんですけども、ここでは狭いので、今回の181のこの申請地を駐車場にしたいということで申請されております。

これも先ほど事務局のほうから申されたとおりですので、許可相当だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど農業委員が申されたとおりでございまして、この49ページの地図を見ていただいても、それから、その前の47ページ、48ページを見ていただいても分かると思ひますけれども、この空き地の周りには全くほかの農地というものはありません。家が立ち並び、そして畑となつてゐるんです、今現在は畑ではなく、もう土が埋まつて畑の状態ではありません。ですから、言へば、ほかの農耕地に対しての害つていふんですか、そういったものも考えられませぬし、まして、何かここがどうしても駐車場がないみたいでして、このお寺さんが事業されるのに大変駐車場が欲しいんだということをおつておられました。そういった意味で、土地的にも、それから利用価値的にも、駐車場にされることを許可してあげたほうがいいんじゃないかなと思ひがしますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 17番、荒木です。

先ほど47ページの地図の説明のときに、上が朝来に抜ける道で、下が広谷向きつて言われたんですけど、逆です。上が広谷で、下が朝来に抜ける道なので、お願ひします。

ほかは、先ほど説明されたとおりでございまして、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第65号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地の使用賃借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 51ページです。届出番号1番、八鹿町伊佐の土地1筆、面積が924平方メートル、貸人は、美方郡香美町の方、借人は八鹿町宿南の方です。合意解約年月日は令和6年4月30日、土地の引渡しは令和6年6月15日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は転用を予定しております。

2番、八鹿町坂本の土地1筆、面積は794平方メートルです。貸人は明石市の方、借人は八鹿町坂本の方です。合意解約年月日は令和6年4月23日、土地の引渡しは同日になっております。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者が耕作される予定です。

届出番号3番、八鹿町八木の土地1筆、面積が707平方メートルです。貸人は大阪府都島区の方、借人は大屋町和田の株式会社です。合意解約年月日は令和6年3月31日、土地の引渡しは令和6年5月1日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者が耕作される予定です。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 52ページです。届出番号1番、大屋町和田の土地1筆、合計面積は1,730平方メートルです。貸人は神戸市の方、借人は大屋町和田の株式会社です。合意解約年月日は令和6年4月1日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者が耕作される予定です。

届出番号2番、八鹿町八木の土地1筆、2,870平方メートルです。貸人は八鹿町高柳の方、借人は八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和6年4月5

日、土地の引渡しも同日です。解除条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用する予定です。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。
1 番、谷垣委員。

谷垣委員： すみません。51ページの先ほどの報告事項のところ、1番のこの土地ですけど、引渡しが6月の15ってなってますよね。で、これ、さっきのあれの40ページのところの住宅を建設するところのやつですね。これはもっと引渡しの時期は早くできなかったんですか。

事務局： そうですね、届出がございました、お互いの両者の判について、6月15日で土地の引渡しということ聞いております。今後、転用する土地につきましては、これから転用許可が出ます。今日の総会を持って県のほうにというところになりますので、転用許可自体はもう少し後になるかなというところかと思っておりますので、土地の引渡し自体はこの日付でも問題ないかなと思っております。

議 長： ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。53ページを御覧ください。報告③「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番、八鹿町岩崎の土地2筆で、3,017平方メートルです。譲受人は八鹿町岩崎の方で、譲渡人は埼玉県比企郡鳩山町の方と朝来市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月19日、許可日が4月26日となっています。

2 番、八鹿町八鹿の土地1筆で327平方メートルです。譲受人は八鹿町八鹿の方で、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月10日で、許可日が4月17日となっています。

3 番、尾崎の土地1筆で112平方メートルです。譲受人は尾崎の方で、譲渡し人は豊岡市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が4月8日で、許可日が4月17日となっております。

4番、八鹿町九鹿の土地1筆で272平方メートルです。譲受人は八鹿町九鹿の方で、譲渡人は八鹿町小佐の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月15日で、許可日が5月13日となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は八鹿町坂本の土地7筆で、面積が731平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和6年3月8日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は八鹿町宿南の土地8筆で、面積が3,320平方メートルです。申請人は八鹿町宿南の方です。取得した日が平成13年3月16日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は出合の土地が5筆で、面積が834平方メートルです。申請人は朝来市の方です。取得した日が令和4年8月31日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で、第20回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 珍坂聡

署名委員 前川尊

